

平成23年6月30日

坂口電熱株式会社及び株式会社アルファ・オイコスに対する 電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意について

関東経済産業局は、本年6月30日、坂口電熱株式会社（東京都千代田区）及び株式会社アルファ・オイコス（東京都墨田区）に対して、局長名で電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行い、再発防止の徹底等を行った。

電気用品安全法で定める電気用品（電熱マット）であるドラム缶加熱ヒーターの輸入・販売を行っていた坂口電熱株式会社及び一斗缶加熱ヒーターの製造・販売を行っていた株式会社アルファ・オイコスは、同法第8条第1項（技術基準適合性確認義務）、同条第2項（自主検査等の義務）等に定める義務を怠っていたもの。

（概要）

1. 坂口電熱株式会社は、電気用品安全法の規制の対象であるドラム缶加熱ヒーターについて、同法に定める変更の届出、技術基準適合性確認、自主検査及び表示の義務を履行せずに、昭和47年から平成22年12月まで、22型式、5,136台を輸入し、4,782台を販売していた。また、同社から分社した株式会社アルファ・オイコスは、同じく一斗缶加熱ヒーターについて、前記と同様に義務を履行せずに、平成13年4月から22年12月まで、2型式、279台を製造し、272台を販売していた。
2. 本件について、両社は社内調査により、当該製品が同法の規制の対象であり、技術基準不適合の可能性が高いとして、昨年12月21日以降当該製品の出荷を停止し、当局の指導に基づき検査機関による当該製品の技術基準適合性の確認を行い、本年6月20日自主的にリコールを開始した。
当局は、昨年12月24日に両社から報告を受け、累次の事情聴取等を行うとともに、技術基準適合性の確認を求めたところ、当該製品が技術基準不適合品であることが判明した。
なお、当該製品について事故の報告は受けていない。
3. 本件については、技術基準不適合の事象が火災や感電につながる危険性を否定できないこと及び長期にわたり法令に基づかず、当該製品を輸入・製造・販売していたことは極めて遺憾であることから、本日、両社に対し、嚴重に注意するとともに、改善措置、再発防止及びリコールを徹底するよう指導し

た。

なお、6月20日のリコール開始を受け、当局は同日、使用者に対して、直ちに使用を中止するとともに、リコールに応じていただくよう周知する旨の公表を行った。

(参考)

(1) リコールに関する事業者の問い合わせ先

坂口電熱株式会社 回収受付センター

フリーダイヤル TEL : 0120-308-852

(受付時間 : 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝日は除く))

FAX : 0120-435-522

ホームページ <http://www.sakaguchi.com>

E m a i l kaishu@sakaguchi.com

(2) リコールを公表した当局ホームページ

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shohisha/seihinanzen/denanhou/sakaguchidennetsu_recall.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局産業部消費経済課製品安全室

担当者 : 富岡、永田

電話 : 048-600-0409 (直通)